東大和市環境保全審議会

１．日　　時　：令和５年１２月１９日（火）午後２時00分～午後３時４２分
２．場　　所　：東大和市役所　会議棟　第１・２会議室
３．出席委員　：野口博之、伊東静一、内野　孝、礒脇桃子、原與四雄、
（７人）　　町田美香、渡邊俊夫
欠席委員　：内田裕子、前田憲一、榊原元秋
（３人）
４．事 務 局　：和地市長、木村市民環境部長、梶川環境対策課長、
（５人）　　境環境公害係長、平原環境公害係主任
５．内　　容　：１　開　会
（１）市長挨拶
（２）委嘱状交付
（３）委員等自己紹介
２　議　題
（１）会長・副会長の選出
（２）会議録署名委員の指名
（３）諮問「東大和の環境（令和４年度版）」の策定について
（４）その他
３　閉　会
６．公開・非公開：　公開
７．傍聴者数　　：０人

＜会議内容＞

環境対策課長：　皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、令和５年度第１回東大和市環境保全審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私、環境対策課長の梶川と申します。会議に入りますまでの間、私が進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議の開会に先立ちまして、何点かご連絡をさせていただきます。

本日は会議録の作成を行いますので、会議を録音させていただきたいと思います。ご発言の前に氏名をおっしゃっていただきまして、ご発言をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電話をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

机上にお配りしているものでございますが、まず、「東大和市の環境（令和４年度版）」の策定について（諮問）写し、Ａ４、１枚のものでございます。続きまして、東大和市環境基本条例、こちらＡ４のものでございます。複数ページにわたってホチキス留めされています。続きまして、東大和市環境保全審議会条例、こちらもＡ４でホチキス留めになっております。続きまして委員名簿、こちらはＡ４、１枚でございます。その次でございますが、まず、学識経験者の方におかれましては、報酬の振込みのお知らせについて、こちらがＡ５版のものが１枚、それから関係行政機関の方におかれましては、こちらは費用弁償のお知らせということで、違う種類のものですが、Ａ５サイズのものが１枚でございます。また、事前にお送りさせていただいておりますが、冊子ですね。本日のメインとなりますが、東大和の環境、こちらが１部、それから令和５年度第１回東大和市環境保全審議会会議次第、Ａ４、１枚、以上でございますが、不足がございましたら、挙手にてご連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、これより令和５年度第１回東大和市環境保全審議会、こちらを開会いたしますが、次第に沿って会議のほうを進めさせていただきます。

まず初めに、和地市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長：　皆さん、改めまして、こんにちは。市長の和地でございます。

令和５年度第１回環境保全審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より市の環境施策に多大なるご尽力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。また、本日委嘱をさせていただく新しい委員の方に対しましては、お忙しい中、快く委員をお引き受けいただきました、重ねてお礼申し上げます。

先週末ですね、半袖で、テレビの気象のところでは、西のほうでは観測史上初めて12月に真夏日を観測したなどというような報道もございましたが、地球温暖化対策につきましては世界的な課題となっており、日本においては、国は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルに取り組むこととしておりますし、近いところでいいますと、2030年度には2013年度と比較して排出量を46％、約半分に削減するとの方針を明らかにしているところにございます。

また、自然環境に対する動きとして、東京都は、令和４年度に改定を行った東京都環境基本計画において、自然環境情報の収集、保管、そして発信を強化し、保全策等の推進に努めることとしております。私たちの市としまし

ては、身近な生活環境を良好に保つとともに、貴重な自然環境である狭山丘陵の保全を行い、地球温暖化対策についてより一層力を入れて取り組む必要があるというふうに考えております。

本日は「東大和の環境（令和４年度版）」の案について諮問をさせていただきますが、ぜひとも闊達なご議論をお願いしたいと思います。

結びに、皆様のますますのご健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

環境対策課長：　ありがとうございました。

続きまして、委嘱状についてでございますが、今年度につきましては、委員の任期満了や人事異動によりまして、関係行政機関のお二方が委嘱状の交付の対象となっております。委嘱状につきましては、机上のほうにお配りをさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、学識経験者の委員の皆様につきましては、委員の継続期間となっておりますので、委嘱状の交付はございません。

それでは、続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

≪委員自己紹介≫

環境対策課長：　ありがとうございました。

続きまして、市民環境部長より、私たち事務局職員の紹介をさせていただきます。

≪事務局・職員紹介≫

環境対策課長：　続きまして、本日の傍聴でございますが、本日傍聴のお申出はございませんでした。

ここで、本日の審議会における委員の出席状況についてご報告させていただきます。

本日の会議につきましては、東大和市環境保全審議会条例第７条第２項の規定に基づきまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日、全委員10名のうち７名のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

それでは、これ以降につきまして、会長に議事進行をお願いいたします。

会長：　それでは、これより令和５年度第１回東大和市環境保全審議会を開会します。

次第に沿って会議を進めていきたいと思います。

議題に入ります。

議題１、会議録署名委員の氏名ですが、東大和市環境保全審議会運営規則第11条第２項の規定により、町田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

委員：　かしこまりました。

会長：　続きまして、議題２、諮問「東大和の環境（令和４年度版）（案）の策定について」ですが、市長から当審議会に対しての諮問がございます。

課長、進行をお願いいたします。

環境対策課長：　それでは、会長、市長、ご起立願います。

委員の皆様におかれましては、本日の諮問書の写しを机上配付しておりますので、ご覧ください。

それでは、市長、よろしくお願いいたします。

市長：　東大和市環境保全審議会会長、野口博之様。

「東大和の環境（令和４年度版）」の策定について（諮問）。

東大和市環境基本条例第12条の規定により、「東大和の環境（令和４年度版）」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

会長：　はい。

環境対策課長：　ありがとうございました。

なお、市長におかれましては、他の公務の都合で、ここで退席させていただきます。

市長：　答申をお待ちしております。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

環境対策課長：　では、会長、お願いいたします。

会長：　ただいま市長から、「東大和の環境」の策定についての諮問をお受けいたしました。今後皆様にご審議をいただき、当審議会として市長へ答申させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問に対する議事を進めていきたいと思います。

では、「東大和の環境（令和４年度版）」（案）について、事務局より説明を求めます。お願いいたします。

環境公害係長：　そうしましたら、お配りをさせていただいております「東大和の環境（令和４年度版）」、こちらをご覧いただければと思います。

こちらは、東大和市環境基本条例第12条、市長は環境の保全に関する施策で実施したものの概要について、東大和市環境保全審議会の意見を付した上で公表しなければならないという規定に基づいて、昨年度の実施概要をまとめたものでございます。

それでは、例年の部分から変更があったところを、重点的にご説明をさせていただきます。

まず、２ページをお開きください。

２ページから４ページまでは、市の概要について記載をさせていただいております。

また、５ページから、本編東大和市の環境の現状と令和４年度の実施施策の記載となります。

６ページをお開きください。

初めに、狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理についてです。

６ページでは、狭山丘陵の一部を成しております狭山緑地の公有地化の状況について記載をしております。

次に７ページ下の部分、狭山緑地のレクリエーション施設としての活用ですが、記載のとおり、令和４年度につきましても幼児用と児童用木製遊具等を新規に設置しましたことから、その記載と、それぞれの写真をこちらに掲載をさせていただいております。

また、８ページは、狭山緑地の雑木林を守り育てているボランティア団体である東大和市狭山緑地雑木林の会の活動状況になっております。活動風景等、写真を全て更新して、掲載をさせていただいております。

また、11ページから24ページにかけましては、緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努めるということで、各施策について記載をしております。

11ページ下段のほうは、４枚写真ございますが、下の２枚、野火止用水と野火止用水の一角、ホタルの里について写真を更新して記載させていただいております。

また、12ページ、こちら下の部分では、ナラ枯れの被害について、年間での被害樹木等の伐採本数など、対応について、記載をさせていただいております。

また、14ページでは、都立公園についての記載です。こちらも写真４枚ありますが、左の下の部分で、昨年度から境緑道に写真を変えて掲載をしておりますが、今年度もこちらの写真を更新して掲載をさせていただいております。

続いて、15ページです。街路樹の管理等の記載をさせていただいておりますが、申し訳ございません、１点訂正が、真ん中の開発事業者等に対する緑化協議等の本文中、１行目の右側、「令和３年度は」と記載がございますが、こちら、「令和４年度」の誤りです。修正をさせていただきます。

続きまして、16ページ、ご覧いただければと思います。16ページの上の部分には、公園の管理、整備として、高木公園と上仲原公園の遊具エリア、こちらを改修しましたので、写真と併せて掲載をさせていただいております。また、その下の部分では、ボランティアさんによる公園の花植えについても記載を、写真を更新した上でさせていただいております。

お隣、17ページには、花植えボランティアマップを記載しております。前年までのものと異なり、隣の16ページ、公園の花植えの記述と見開きで見られるような配置で掲載をさせていただいております。

また、18ページでは、東大和市駅前広場の維持管理及び改修について記載をさせていただいております。令和３年度にも噴水設備を、市の玄関口として市章のモニュメントに改修して、周辺の花壇についても再整備を行ったところでございますが、令和４年度におきましては、さらにその部分に「東京ゆったり日和　東やまと」というプレートと、東大和市観光キャラクターの「うまべぇ」のモニュメントを設置するなどの整備を、新たに行いました。

続いて、19ページでは、下の部分に市内河川水生生物調査、今年度、令和４年度については実施しませんでしたという形で書かせていただいております。職員体制等、複数の要因により４年度は実施できませんでしたが、今年度、令和５年度は実施するなど、今後も調査結果等、掲載をして行く予定でありますため、このような形で記載を残しております。

また、20ページ、こちらには二ツ池公園の記載をさせていただいております。こちらには、主に中段から下ですが、新規で二ツ池生物自然再生事業の取組を記載させていただいております。こちらは、二ツ池という池が、市内の湖畔地域に古くからありながら、何十年と抜本的な整備が行われていなかったというところについて、元来の生物でしたり自然を再生させる取組として開始を、令和４年度からしたものです。園芸スイレンやアメリカザリガニなどの外来種を防除し、池の水を抜いて水質改善を図るかいぼり事業というものを令和５年度に予定をしておりましたため、令和４年度につきましては、その事前の調査や、表面上ではありますが、スイレンを駆除した上で、池の排水の確認を行うなどの取組を行いまして、その事業内容を、広報誌「東大和二つ池だより」というチラシにまとめまして、事業の周知を行いました。

21ページには、湖畔ビオトープの記載をしております。ボランティアさんによって管理をしていただいている部分ですが、令和４年度にはビオトープ内の周囲を歩く通路を、今まで砂利道だったんですが、こちらも木道に整備をしました。コの字型の畔カバーというものを転々と置かせていただいて、その上に木材を敷くことで、人が歩いても地中を踏み潰すことがなくなって、

ホタル等の生育にとっても、今までより、良い環境にすることができたと考えております。

また、22ページ、こちらにも、上部、ホタルのことと、下の部分には野火止用水６市協働クリーンデイ、こちらも写真等を更新して掲載をさせていただいております。

23ページ、こちらでは、生物多様性の保全・再生について書かせていただいております。中段では、絶滅危惧種に指定をされておりますトウキョウサンショウウオ、こちらを、市役所としてもそうですし、市内の第九小学校児童の環境学習の一環として、ご協力をいただきながら保護をしている取組について書かせていただいております。毎年市役所のほうでは、庁舎内の一室、また小学校のほうでは室内の水槽等でトウキョウサンショウウオの生育を行っていただいて、再び遊水地に放流を毎年度しております。第５章でも、九小さんの取組は取り扱っております。

続いて、24ページめくっていただいて、中段にはハチの対策ということで、スズメバチの巣の駆除に関わる相談件数や、市のほうで行っております防護服の無料の貸出しを、前年の実績を文中に併記する形で記載をしております。

お隣、25ページ、こちらも外来種等の対策ということで、真ん中あたりにアライグマ、ハクビシンについても記載をさせていただいております。こちらも、令和３年度は合計で35頭の捕獲だったものが、令和４年度は75頭と、倍以上に増加しております。市としましても、予算を補正して、この防除事業に取り組みました。こちらの記事も、前年実績と併記をして、数字を記載させていただいております。

ここまでが第２章の取組となっております。

続きまして、27ページからは第３章ですね、循環型社会の形成を進める地球にやさしいまちの施策ということで記載をしております。

28ページから35ページにかけましては、ごみ減量関係の記載をしてございます。

28ページ、一番上に書かせていただいておりますが、市では、令和５年３月に東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）、こちらを改定しまして、市民、事業者、行政、それぞれが一体となって「環境にやさしいまち・資源循環型のまち東大和市」を目指しております。４年度の実績につきましては、そのページ中段にあります表3.1.1にありますとおり、令和４年度の廃棄物総排出量では、目標値を達成することができました。また、下の表ですね、１つ下の表3.1.2にありますとおり、小村大の搬入量等は、目標値を達成することはできませんでしたが、搬入量等は前年度を下回り、令和

３年度、前年度と比較しますと、減量を達成できている状況であると言えます。

そこから、29ページから35ページ、複数ページにわたって、適正排出の啓発でしたり、資源物の収集状況でしたり、不要食器の回収、フードドライブ、ペットボトルの回収事業等、各施策の取組、実績を記載させていただいております。先ほど述べました廃棄物総排出量の減量につきましては、確定的な要因を述べるというのは難しいところがございますが、ここに記載をしております各種減量施策が、減量については一定の効果をもたらしているものと考えております。

続きまして、36ページをお開きください。

36ページから45ページにかけましては、地球温暖化防止対策の推進について記載をしております。36ページ、こちらには、省エネルギーということで、ＬＥＤ街路灯や公園等のＬＥＤ園内灯の維持管理について記載をしております。

お隣、37ページ下の部分の電気自動車の推進のところですが、令和４年度、電気自動車新規購入１台ございまして、全体で、プラグインハイブリッド車と合わせて電気自動車が10台、これは市で保有しております庁用車の全体の12％という形になっております。

続きまして、38ページお開きください。

ここから40ページまでは、低炭素型都市づくりについてということで、移動手段を自動車の利用から公共交通機関ですとか自転車のほうに転換を図っていくことで、排出する二酸化炭素等が減少するという考え方に基づいて、記載をさせていただいております。

続いては、41ページをご覧ください。

こちらでは、水環境の確保と水の有効利用、こちらの推進についてということで、公共施設での雨水利用、民有地での浸透施設等の設置の促進について記載をさせていただいております。

また、42ページから44ページにかけましては、令和３年度に策定をしまして、令和４年度から計画期間開始となりました第四次東大和市地球温暖化対策実行計画事務事業編という、東大和市役所の全ての公共施設を対象にし、温室効果ガス、主に二酸化炭素でありますが、この削減についてまとめた計画についての概要と実績になります。

43ページ下の部分の表3.2.8にありますとおり、令和４年度の温室効果ガス削減の実績としましては、比較基準、基準年度となる平成25年度の値から4.7％削減することはできましたが、計画単年度の目標、本来ですと15.4％

削減するというのが計画の目標でしたので、この計画の単年度の目標は達成することができませんでした。目標を達成できなかった要因としましては、酷暑に対応するため、空調機などを利用し、電気、ＬＰＧ、都市ガスなどの使用料が増加したことが原因と考えられます。次の44ページには、そのエネルギー別の温室効果ガスの排出量、記載をさせていただいております。

今後の削減の方向性ですが、近年では、猛暑日や熱帯夜が増加するなど、夏の暑さ対策というものが課題となっておりますことから、健康上の理由等からも、空調機の使用を無理に制限するというよりは、設備機器の高効率化等による省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーによって、太陽光発電によって発電された排出係数の低い電気を調達するなどの方法によって、ここに記載のある温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

続きまして、45ページは、その他の温室効果ガスの排出抑制に関する事業の推進状況でございます。

ここまでが第３章の記載となっております。

続きまして、47ページから第４章、環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまちの施策について記載しております。

48ページをお開きください。

この48ページから59ページにかけましては、公害等の防止に関わる対策の推進として、環境調査の実施内容について記載をさせていただいております。

お隣、49ページにつきましては、総浮遊粉じん分析調査の結果を記載させていただいております。こちらは、市役所の庁舎屋上で、月に一度、24時間計測を行っておりました。環境基準は定められておりませんでしたが、定点でデータを集積するという形で、毎月行っておりました。

ただ、49ページ下の部分、米印でも書かせていただいておりますが、こちらは、機器の検定期限終了等に伴って、調査自体は令和４年度で終了とさせていただきました。より詳細な調査につきましては、引き続き市内の別の場所にはなりますが、東京都が実施をしております。市としてのこの調査は、４年度で終了をしております。

続きまして、数ページ、それぞれ調査を記載させていただいております。50ページは光化学スモッグですとか、51ページ下からは航空機騒音調査等の記載をさせていただいております。

55ページ、こちらはダイオキシン類の大気環境調査について、こちらも写真の更新と併せて記載をさせていただいております。

また、めくっていただきまして56ページには、市内３河川の水質調査についての記載をさせていただいております。上のほうの文章、上から文中２行

目等に書かせていただいておりますが、こちら、環境基準が変更になりまして、今までは大腸菌群数を項目としておりましたが、令和４年度から大腸菌数という形に基準が変更になりましたので、それと併せて調査項目も変更し、その記載をさせていただいております。

続きまして、57ページ中段から59ページにかけましては、二ツ池の水質調査について記載をさせていただいております。特に、59ページの二ツ池の水質の④透視度、透明の度合いですとか、⑤臭気、臭いにつきましては、先ほどお伝えをしました二ツ池の生物自然再生事業、若干水を抜いて、スイレンの除去をした影響もあって、一定期間は色も、非常に水が澄みましたし、水の臭いもなくなりました。ただ、やはり一定期間たった後には、透明度でしたり臭いというものは、またすぐに従来の形に戻っております。

また、60ページ、61ページは、気候変動適応対策等の推進について記載をさせていただいております。61ページの下の部分には、暑さ対策として、照り返し等の少ない遮熱性のアスファルト舗装などを、またこちらも、上仲原公園と立野南緑地で行いましたので、写真も掲載しつつ、その内容ついて記述をしております。

62ページは、環境美化推進として、景観形成事業の記載がございます。

63ページは、市内でも相談が増えております、飼い主のいない猫対策事業について記載をさせていただいております。ページの下段では、前年ではコロナの影響もあって中止となっておりました、飼い主のいない猫対策セミナーも実施をすることができましたので、その記載をしております。

64ページ、こちらも、一番上の部分につきましては、新規で開始した地域における猫の保護譲渡に関わる相談窓口、こちら体制づくりを行って、新規で事業を行いましたので、その記載をしております。保護ボランティアさんを募って、多頭飼育等が発生した際、新しい飼い主に譲渡されるまで猫を保護するというような形での事業を実施しました。その記述でございます。

続きまして、65ページです。適切な土地利用の誘導という形で、一番上は空き地の適正管理のための指導と書かせていただいておりまして、その下は、空き家の適正管理のための通知という形で、２段に今年度から分けて記載をさせていただいております。空き家のほうは、主管課が今まで防災安全課だったのですが、都市づくり課に変わりましたので、こういった形で２段に分けて併記をさせていただいております。

また、66ページには、各種その他安全施策という形で記載をさせていただいております。

67ページ、ここから74ページにかけては、地産地消の普及促進、都市農業

の推進についての記載です。

67ページは、地産地消農業の推進として環境にやさしい農業の推進、農産物ブランド化の推進についての記載をしております。

68ページからは地場農産物利用の推進と意識啓発等について記載をさせていただいております。

また、71ページ、こちらは地場農産物の市内流通量についてという形で、直売所さんの出店状況等、取組を記載しております。

また、この71ページの下の部分から次の72ページ上の部分につきましては、前年まで新型コロナの影響等で開催できていなかった産業まつり、こちらの開催と、その際に出していただいた野菜宝船、こちらも写真を掲載させていただいております。

続きまして、73ページは、市民農園等の充実という形で記述をさせていただいております。

74ページ、下部分では農業体験事業についてということで、令和４年度の情報とその際の写真という形で、こちらも更新をして掲載させていただいております。

ここまでが第４章の記述になります。

続きまして、75ページからは第５章、環境学習等の記載になります。

76ページご覧いただければと思います。

76ページから77ページにかけましては、小・中学生に対する環境教育の推進として、特に76ページですね、こちらは第九小学校児童によるトウキョウサンショウウオの里親活動について記載しております。毎年ご担当の先生が熱心にご指導をしていただいて、児童さんたちもトウキョウサンショウウオを一生懸命飼育をしていただいて、７月頃に市内の放流場所に児童さんたちと一緒に市役所で育てていたものも含めて放流を行っております。その際の放流の写真、更新をさせていただいて、記載をさせていただいております。

また、77ページは、第七小学校の児童によるホタルの保全活動について、４年度の活動の写真を更新して、掲載をしております。下段では、市内小・中学校における農園や花壇による植物等の栽培活動についても記載をしております。

続いて、78ページは、郷土博物館で実施した小・中学生対象の自然観察会の授業の様子と、下段には、４年度までは新型コロナの影響で中止となってしまいしたが、親と子の環境教室について記載をしております。

続いて、79、80ページは、生涯学習として環境教育の充実ということで、中央公民館、郷土博物館等で行っていただいています環境学習講座や自然観

察会等について記載をしております。

続いて、81、82ページは、狭山丘陵を題材とした体験学習の推進として、こちらも博物館で実施した観察会や、雑木林の会さんと土木公園課で一緒に開催した里山体験講座、あとは歴史・民俗についての学習等について記載をして紹介しております。

ここまでが第５章です。

続いて、第６章です。

83ページから、協働・連携分野の取組を記述しております。

84ページご覧ください。環境月間事業のことについて掲載をしております。

令和４年度につきましても、環境市民の集いにつきましてはオンラインでの開催となりましたが、新たにキーワードクイズという催しを実施するなど、工夫を取り入れつつ、実施できた取組について記載をさせていただいております。

また、86ページからは国、東京都、周辺自治体との連携ということで、各取組を記載させていただいております。

86ページから88ページにかけて、関連のある機関との連携等々、記載をさせていただいております。

ここまでが第６章の取組の記載、説明です。

89ページから96ページまでは、参考資料として環境基準等の掲載をしております。こちらの変更点は１か所で、先ほどもご説明させていただきましたが、91ページ、こちらは河川の環境基準について、当市で該当するのは、空堀川となっておりますが、表の一番右列、前年度まで大腸菌群数という基準になっておりましたが、４年度から大腸菌数という形で環境基準が変わりましたので、それに合わせて記載も返させていただいております。

以上で、「東大和の環境（令和４年度版）」の説明とさせていただきます。

会長：　ご苦労さまでした。

多岐にわたってあるので、非常に難しいかと思うんですけれども、一応、ただいま事務局から説明がありましたんで、これから質疑に入りたいと思います。

質疑に入るに当たって、章別にやっていきたいと思います。

まずは、ほとんど、これは難しいかと思う、第１章の概要。４ページまでですけれども、特に何かありましたら。

はい、どうぞ。

委員：　４ページのところで、基本目標の実現に向けた表なんですけれども、これって、ここにも書いているように、第二次東大和市環境基本計画のものじゃ

ないですか。これが、この資料の中の全部説明となっていて、記載になっている大もとの施策だと思うんですけれども、表の中の施策の①、②というところがあるのが、こっちの２章から６章までの間には黒丸になっているんですよね。前年度の資料とかと見比べるときに、例えば、この自然環境、第２章の５番、どこって調べるときに、ちょっと時間がかかるし、ぱっとタイトルでというのは書けないので、何かうまい表記にしたらというか、そういうのがあると、分かりやすいなというふうに思うんですけれども。

多分この表は、もう環境基本計画って定まったものなので、ここのページで何かできるということは、多分難しいと思うんですよね。なので、目次のほうでそれなりにつけていただくのか、何かがあるととても分かりやすいなと思いました。

会長：　よろしいですか。

環境対策課長：　ありがとうございます、貴重なご意見。私たちのほうでも、少し気づかなかった部分があるかもしれませんが、今ご指摘のように、環境基本計画のほうに合わせた形で、目次等、来年に向けて変えさせていただきたいと思います。

以上です。

会長：　よろしいですか。

委員：　はい。

会長：　あと、ほかにはございますか。

それでは第２章、26ページまでの間で。

前年と比べて、写真はいろいろと変えていただいたんで、本当によかったと思います。

委員：　その写真のところで、１点いいですか。

８ページで目の雑木林の会のところの説明の中で、中段あたりですかね、多摩地区では絶滅したと思われているコウモリカズラの保護に関しても力を入れていますということだったので、これ、何かせっかくだから、コウモリカズラの写真もあったらと思ったんですけれども、何か目立たないものですか。あんまり栄えない感じ。

環境公害係長：　どうもありがとうございます。コウモリカズラの写真は、80ページとかにまた別の取組としてなんですけれども、記載が、狭山緑地に咲く植物ということで掲載があります。

委員：　なるほど。本当ですね、ありました。

環境公害係長：　なので、あくまで、こちらでは雑木林の会さんが活動とか、その成果という形で掲載させていただきました。

委員：　分かりました。

環境公害係長：　そういった写真もあると、より分かりやすいかなと思いますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

委員：　ありがとうございます。

会長：　これでいいですかね、こちらに出ているんで。

委員：　はい、いいです。

副会長：　ほかの方なければ、いいですか。

14ページなんですけれども、文章の中段から下にある狭山境緑道はというところなんですけれども、その３段目のときに、サツキ、ヤマブキ、アジサイ、サルスベリって書いてあるんですけれども、アジサイの後に点を入れるほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。

それから、次が、これは18ページなんですけれども、２つ目のパラダイムというか、段ずれ、そのためのという１行、1マス中に入るほうがいいですよね。

それから、次が20ページなんですけれども、二ツ池のところなんですけれども、説明の３段目、これは、ヒアリングを実施し市民に対して、点がありますけれども、実施しで点で、市民に対しての点は取ったほうが読みやすいかなとは思いました。

それから、隣のページ、21ページの上に、湖畔ビオトープのところ、ヘイケボタルの飼育に取り組んでおり、餌となるモノアラガイやヒラマキガイと書いてありまして、その次のページ、22ページの野火止用水の活用のところで、ここには、幼虫の餌となるカワニナ等のと書いてあるんですけれども、これは、ヘイケボタルの飼育を行ったことに対してカワニナということが出てくるんですけれども、前ページではモノアラガイやヒラマキガイが餌となると書いてあって、ここではカワニナになっているんですけれども、何かこれはわけがあるんでしょうか。

普通、カワニナというのは、大体ゲンジボタルのほうが餌になっているんじゃないですかね。ですから、これは、同じヘイケボタルについて、片方ではモノアラガイやヒラマキガイが書いてあって、次に出てくるとカワニナになっているところが、ちょっと不整合って見られる可能性があるので、ちょっと説明を少し変えてというか、少し説明を加えたほうがいいかなとは思うんですけれども、いかがでしょうかね。

そこがちょっと気になったところですね。

私からは以上です。

環境対策課長：　会長、すみません。今、副会長から何点か、８ページ以降ご指摘

をいただいた点、表記の件については修正させていただきたいと思いますので。

それから、今のホタルの餌なんですけれども、確かにカワニナは、私どものほうで飼育している中で、ヘイケボタルなんですけれども、カワニナもあげています。ですから、ヒラマキガイ、モノアラガイ、カワニナ、この３種類をあげてるよね。

環境公害係長：　そうですね。野火止用水ホタルの里については市のほうでやらせていただいていますし、湖畔ビオトープのほうは、基本的には今、湖畔トンボ池の会さんというボランティアさんがやっていただいていまして、正確にどの種類をというのがちょっと不明なんですけれども、その差は多少あるのかなというふうには思います。

副会長：　ヘイケボタルはモノアラガイなんかよく食べるんですけれども、ゲンジボタルは食べないと思うんですよね、モノアラガイやヒラマキガイは。ゲンジはカワニナなんじゃないかなと思うんですけれどもね。ちょっとだけ、確認をしてもらえばと思いますけれども。

環境公害係長：　そうですね。飼育をしている方に確認をします。

会長：　そうですね。そこのところは、事務局で確認していただいて。

環境公害係長：　はい、分かりました。

会長：　ただ、このホタルは、やっぱり今後ともやっていただきたいものだと思いますので、その辺はきちっとお願いいたします。

あとはないですか。

副会長：　私は結構です。

会長：　皆さんからも、第２章についてはございませんか。

そうしたら、第３章、循環型社会のところにいきたいと思います。

46ページまで、結構あるもんですから。

委員：　じゃ、いいですか。

会長：　はい、どうぞ。

委員：　29ページのごみ排出カレンダーのところなんですけれども、この真ん中の内容のところで、家庭廃棄物処理手数料減免制度のご案内の後にスラッシュがついているんですけれども、ここは誤記なのか、それともその後に何か文言が続くのか。

会長：　これはどうですか。

環境公害係長：　少々お待ちください。

環境対策課長：　すみません、ご指摘ありがとうございました。うちのほうの誤記でございまして、こちらのほうはカットさせていただきます。修正させてい

ただきます。ありがとうございました。

委員：　あともう一つ、42ページからの、43ページか、温室効果ガス排出についてなんですけれども、前年度の資料だと、排出源別の資料があって、基準限度が27年のものとその年のものという表があったのが、今年はその基準年度が25年になったという話なんですけれども、それの比較の表は何かないんですかね。基準年度が変わったからなくなったのか、何か理由があるのかなと思いました。

会長：　そこのところはどうですか。

委員：　すみません、ページ違いますね。44ページから、温室効果ガスの排出量。

環境公害係長：　そうですね。おっしゃっていただいていますとおり、前年度、令和３年度までは、第３次の計画に基づいて、いろいろと表を出したりとか、比較を出していたんですが、第４次の計画がまた新たに始まったので、割と端的な部分を集約をした形で、記載を変えさせていただいています。

なので、特に前年は、前の計画と新しい計画を併記もしていましたので、かなりボリュームのあるページ数と内容だったかと思うんですが、今年度から新計画期間に入りましたので、すっきりとさせていただいております。

委員：　じゃ、この第４次に入ってからは表がなくなる、対比がもうないということなんですね。

環境公害係長：　そうですね、はい。

会長：　よろしいですか。

委員：　はい。ありがとうございます。

会長：　特にございませんか。

ちょっと１つ聞いていいかな。

これ、43ページなんだけれども、実績と目標が、ただ暑さだけで10％以上違っているものなのかどうか、その辺は、簡単には分かんないと思うんだけれども、その辺はどうなのかなと思って、ちょっと疑問に感じているんで、もし分かったら、教えていただけたらと思って。

環境対策課長：　ただいまの43ページの実績、目標との乖離でございます。本来15％強削減するところ、4.7％だったということで、先ほど係長のほうからのご説明で、酷暑における電気使用量の増加といったことを述べさせていただきました。

ほかに、少し専門的な話になりますが、私どもでエネルギーを調達するときに、ＣＯ２の排出係数というのが、いろいろ出てくるものがございます。例えば、細かいところは今、係長のほうからご説明しますけれども、ある業者から購入するエネルギーについては、例えば、排出係数が昨年度50％削減

できるものだったら0.5ですとか、そういったＣＯ２の排出を計算する上での係数が、同じエネルギーでも動くことがございます。そうしたことを、エネルギー調達の過程におきまして、前年度と排出係数の捉え方が違う部分もあったかなというふうには考えております。

環境公害係長：　お分かりいただけましたでしょうか。

会長：　なかなか難しいですからね、これは。一概にすっと答えが出てくるものじゃないと思うんですけれどもね。

環境公害係長：　補足してよろしいでしょうか、すみません。

今、課長が言ったとおりなんですけれども、その排出係数という、例えば、火力発電でつくった電気は、ＣＯ２がいっぱい出るので、その係数というものの値が高いんですね。ただ、太陽光発電とかという、クリーンなものでつくったものは、その排出係数が低いという差があります。

昨今では、排出係数の低い電力というのは、もう需要が多過ぎて供給もなかなか足りていないという状況ではあるのですが、だからと言って係数の低い契約ができない、排出係数が高い電力会社さんと契約をすると、ＣＯ２はなかなか削減できないという状況でして。資料を持ってきたんですけれども、すみません、見づらいですが、同じ1,000キロワットアワーという電力を使っても、排出係数が0.5だと、500キログラムＣＯ２という二酸化炭素の排出量で、ただ、同じ電力量を使っても、この係数が低いと、同じ電気量なのにＣＯ２の量は100キログラムＣＯ２という、低く計算ができる。なので、使用量がそもそも上がってしまったというのもあるんですけれども、本年度については、この係数が前年度より高くなってしまっている事業者さんと契約だったので、ここのＣＯ２というものの値が結果的に高くなってしまったというのが要因だというふうに考えております。

会長：　それ、説明のときに、ちょっと出してもらえば。

環境公害係長：　そうですね、すみません。

会長：　だから、もしあれば、これは先のほうなんですけれども、あれば出していただきたい。

環境公害係長：　分かりました。

会長：　３章については、そんな形でよろしいですか。

じゃ、４章、47ページからです。

委員：　よろしいですか。

会長：　よろしくお願いします。

委員：　３点説明してもらいたいなと思いまして、１つは、69ページの囲みのところで、フードマイレージとはとなっているんですけれども、ほかの囲みのと

ころを見ますと、本文に、文章に単語があって、それを、何々とはって解説しているんですけれども、フードマイレージについては本文にそういう言葉が入っていないんで。入れるとしたら、67ページの上のほうに地産地消のことを書かれていますけれども、そこの３行目あたりに地産地消を推進し、フードマイレージを減らすためにというのを入れて、イベント等をして云々というふうにすると、ここにフードマイレージを減らすためにって入れると、その言葉が入ります、というのが１つあります。

それから、２つ目に、68ページの上のほうに、ＧＡＰの普及という項目がありますけれども、そこの最後のところで、継続してＧＡＰの導入を支援していきますということなんですけれども、ＧＡＰの認証機関というのは、例えば、アジアＧＡＰですとかジャパンＧＡＰとか、都のは東京都ＧＡＰといっているんですけれども、東大和市さんも東京都と一緒に頑張ってくれていますんで、ここの最後のところ、東京都が認証する東京都ＧＡＰの取得を支援していきますというふうにしてもらうと、こちらとしては有り難いなと思っております。

それからもう一つ、71ページでございますけれども、上のほうに地場農産物の市内流通量というところがありまして、これ、直売所のことを言っているんですけれども、１行目と３行目のところでアンテナショップというふうに書いてあるんですが、これ、直売所のことだと思うんで、ここも直売所と書いたほうが伝わりやすいかなと思っております。

以上３点ほど、ちょっと検討していただきたいなと思います。

会長：　よろしくお願いします。

環境対策課長：　３点ほどいただきました。

まず、１点目の69ページのフードマイレージのご指摘でございますが、こちらの本文にないということで、すみませんでした。ご指摘のように、前ページのほうに本文でちゃんと受け先をつくっておきたいと思います。

それから、68ページ、ＧＡＰの表記につきましては、ご指摘のとおり修正させていただければなというふうに考えております。

最後の71ページは、文言でございますが、アンテナショップの置き換えとして直売所ということで、整合を取らせていただきたいと思います。

以上です。

委員：　ありがとうございます。

会長：　一応、答申のときの文章には、そういう形で入れさせていただきたいと思います。

見せるものない、ここまでの間に。何か、もしかしたらあったら。非常に

順調に先に進んでいるんで、皆さん、よく今回のもやられたんで、誤字とか脱字そんなになくて、非常にスムーズなんで、もし何かあれば出していただければと思って。

特にないようですから、次に、よろしいですか、次に進んで。

委員：　第５章で、私が、単純にちょっと質問なんですけれども、２つあります。

65ページの一番下のタイトルで、放射線測定のところなんですけれども、この空間放射線量測定器の貸出しが去年度10件だった、食品放射性物質の簡易検査、これは総数が78件でしたというのが、何か前の年の資料と全く件数が一緒だったんですね。なので、これは、特定の方に貸し出しているのかなというのと、あと件数しても、何か特定のものを同じように毎年検査されているのかなという認識で合っていますかね。

会長：　お願いします。

環境公害係長：　空間放射能の貸出しにつきましては、どなたかをって限定するわけではなく、市民の方にという形ではやっているんですけれども、おっしゃっていただいたとおり、借りに来る方は同じ方で、同じ時期に測られるという形ですので、前年度と同じ件数となっております。

食品のほうも、給食センターと保育園から同じスパンで毎月検体を持ってきていただいて検査をしているという形で、前年と同じ数を検査しましたので、ここも前年度と同じ数字になっているという形でございます。

委員：　ありがとうございます。

あともう一つ、70ページの真ん中の食育推進事業等の健康推進課の活動だと思うんですけれども、何かこっちの参加人数がいつも少なくて悲しいなっていう、何かもったいないなという感想でした。

環境対策課長：　今ご指摘の参加人数については、主管のほうに伝えていきたいと思います。

以上です。

会長：　では、それはそういうふうにしていただくようにします。

委員：　はい、以上です。

会長：　ちょっといいですか。

先ほどの放射線の測定についてなんですけれども、これ、やっているところはデータ取っているんでしょう。

環境公害係長：　取っています。

会長：　そうだよね。だから、同じ時期に同じような形で多分、これは、こっちは発表するまでにはいかないのかしら、こういうのは。

環境公害係長：　そうですね。全て基準値以下、検出できずという形。

会長：　要するに、多分そうだろうね。

環境公害係長：　はい。なので、最後の１行に、まとめて書かせていただいております。

会長：　要するに、基準値を下回っていますということでね。

環境公害係長：　そうです、はい。

会長：　分かりました。多分そうだろうけれども、ただ、一応下回っているというデータを取るのも必要だから、多分取っているんでしょうね。

分かりました、ありがとうございます。

副会長：　じゃ、ちょっといいですか。

65ページなんですけれども、上の空き地の適正管理と空き家の適正管理というところは、課が違っているんですけれども、これ、やっぱり対応した件数とか、依頼したんだけれども、ちゃんとやった、やらないとか。

実は、福生でも同じようなことが起きていて、やっぱり幾ら言ってもやらないというところもあれば、本当に困っているんだよねって、周りの人が、特に空き地に草がぼうぼう出ちゃっていて、誰も刈らないみたいな。怖いとか危険だとか、それから、この頃公園もそういうようなところがあって、市民が。ボランティアにやってもらえよみたいなことを市の職員が言っちゃったりして、えらく問題になっちゃったということがあるんですよね。

だから、こういうことって、これから多分増えてくるんじゃないかなと思うんですけれどもね。対応をした件数でどうなったかみたいな、依頼件数はあるんだけれども、どうだったかというのは書きにくいだろうなと思って。

会長：　そうですね、書きにくいですよね。

副会長：　解決できたのかなと思うんで、だから、ちょっとどうかなと思ったので。

本当に適正に管理してくださいよって通知は出すんですけれども、どこも出してはいるんですけれども、やってもらえたみたいなところ、あんまりないんですよね。

会長：　空き家のほうは問題にならないんですか、そんなに。

環境公害係長：　空き家のほうは、やはり同じ状況で問題にはなりますね。

会長：　そうだよね。だって、何が住んでいるか分かんないようなのがあるだろうし、周りのうちでは相当苦労するだろうしね。

環境公害係長：　そうですね。我々の環境対策課にも、アライグマ、ハクビシンに関するお問合せが来まして、空き家にいると。仕掛けてくれ、わなを、防除してくれと言われるんですが、やはり直接、私有地なので、なかなかそこにワナをかけるというのが難しくて、こういった都市づくり課と連携して、都市づくり課は所有者の方にお手紙、通知をするというような権限を持ってい

るものですから通知をしていただくんですが、やっぱり先ほど副会長がおっしゃったとおり、なかなかそれで対応してくださる管理者さんというのは、あまり多くはないような印象です。ただ被害としては、アライグマ、ハクビシンだったりというのもありますので、その近隣の方にご申請をいただいて、近隣のおうちを通るときに、アライグマ、ハクビシンを防除するとかという、そういったやり方、対応の仕方にならざるを得ないというのが現状です。

会長：　分かりました。

委員：　ちょっとよろしいですか。

今の中で、ちょっと空き家の件で、延べ28件って、延べがついてるということは、同じ人に何筆も送ったということですか。

環境公害係長：　おっしゃるとおりです。

委員：　そうですよね、分かりました。

副会長：　以前福生でも起きたことなんですけれども、空き家になっちゃって、周辺の人たちから苦情が来て、それで、私たちは税を払っていると。そこの家の人が納税者かどうかって調べたら、納税していないじゃないかと。納税しているほうが被害を受けているのはどういうことだって言われたことあるんですよ。もっともなんで、どうしたらいいでしょうかって、逆に聞くようなことが起きましたけれども、結局は、その周辺のボランティアの人たちが、ボランティアで、市議会議員の人が立会いの下、草を刈ったということがあったんですよね。

だから、みんなが、その周辺の人たちが勝手に入るわけにいかないので、それで、結局はそういうことをやりましたけれども、本当に、所有者がはっきりしないという建物の場合、大変なんですよね。大変なことだと、これから増えていくんじゃないかって、心配ですね。

会長：　そこのところは、何かこれをすればいいってことじゃないですからね。

副会長：　そういうことだっていうことですね。

会長：　じゃ、５章にいきますか。

副会長：　５章で、皆さんがなければ、ちょっと私から。

やっぱり77ページの上から２行目にカワニナのことが出てくるので、これ、21ページや22ページとの整合性をちょっと見ておいてもらうと有り難いなというのがあります。

それから、その下の学校の農園、花壇のところなんですけれども、３行目に、トマト、ヘチマ、あさがお、ひまわりって書いてあるんですけれども、トマト、ヘチマは片仮名で、あさがお、ひまわりが平仮名って、何かこれは意味があるんでしょうかね。

会長：　ありますか。

環境対策課長：　ちょっとよく確認しまして、統一したほうがよければ、統一させていただきたいと思います。

副会長：　普通、植物名を表記するとき片仮名が多いので、どうしてここだけが平仮名なのかなって。何か意味があればいいんですよ。

環境公害係長：　主管課に確認をしてみますが、恐らく意図はないのかなとは思いますので、そこは確認した上で修正したいと思います。

会長：　では、第５章よければ、第６章に移りたいと思います。

副会長：　では、また私からちょっと。

84ページの一番上に、市内には多くの環境団体がありと書いてあるんですけれども、これ、ああしろ、こうしろとか、そういうことじゃないんですけれども、実は、福生でも今起きていることが、まきストーブを使っている家庭が増えてきて、まきが必要だという人が多いんですよ。そうすると、まきになるように35センチの長さの玉切りという状態の木を欲しいという人が増えているんですね。そうなったときに、青梅市なんかでは、若草公園という公園の中に、伐木した木を置いてあって、それを自由に持っていっていいということになっているんですね。

東大和では、こういうことをやっている環境団体というのはないんですかね、特に。

環境公害係長：　雑木林の会さんが伐採をして、常にではないと思うんですが、置いておいたときに、すぐになくなったと。湖畔地域は割とまきストーブ多いような印象ですので、そういった方々からは需要が、当市でもあるんだと思います。

会長：　大きな木自身がなくなってきているんですよね、周りに。

副会長：　そういう一方で、実は、福生なんかでも起きているのが、困っているという事例は、年を取ってしまったために、自宅の中の木を切ってもらいたいという。大きくなった木は切れないということで、それで、切ってもらいたいんだけれども、１本切るのに10何万とかになっちゃうので、そうすると、自分じゃ切れないし、頼むとお金がすごい高いんで困っているんだっていう事例が、実はここ１か月の間に２件寄せられたんですよ。

実は、私が災害ボランティアでチェーンソー使って木を切っているので、そういうところで頼まれていって、要は無償で切るんですけれども、切ったやつをどうするんだというときに、もう狙っている人たちがいるんですよ、切っていると。それで、切っているところにやってきて、この木をくれないかって言い方をするんですよね。

だから、そういうふうな仕組みをつくってしまえば、片方では困っている、それを切る人がいたら、それを欲しい人がいるということが、実際に起こっているんじゃないかと思うんですよね。

だから、そういうふうに不要なものじゃなくて資源なんだって考えたときに、資源の再利用という仕組みづくりを、どこの自治体でもやればいいのになと思うんですけれども、ただ、チェーンソーで木を切って倒したりするのは非常に危険だし、技術的にはかなり習熟度が必要なものもあるので、じゃ、誰でもできるかというと、普通は、一般的に業者がやっているわけなんですけれども、業者に頼むととても高いというので、それが今、どこも困っていることなんですよね。

会長：　枝おろしするだけでも、結構かかりますよね。

副会長：　ただ、カシノナガキクイムシにやられちゃったやつは、持ち出してはならないということになっているはずなので、切っても使えないんですよね。

ただ、福生でも提案しているんですけれども、福生の河川敷にかまどが設置している公園があって、そこで、バーベキューなんかここでやっていいよっていうところがあるんですよ。そういうところに切った木を持っていって、そこで燃やしてしまえばと言っているんですけれども、切ったところから移動するなみたいなことを言っているので。または、業者の人が来て、そのまま焼却処分と言っているので、何ともうまい手がないかなと思っているところなんですよね。

だから、東大和では、そういう手があれば、そういった、今まで、だから不要だと思われる木がいっぱい出てくるだろうと思うんだけれども、それを再利用するような仕組みづくりと、それを、中間にいる、真ん中にいるような技術力がある専門家集団みたいなものを。そうしないと、実は市内の業者の人に切ってよって言ったら、俺たちは忙しくて、そんなのやってられねえって言われたんですよ。だから、業者の人は、仕事はあるんで、次から次に仕事言われても、もう仕事がいっぱいで断っているほうが多いんだっていうから。

ですから、少人数になってしまった、木を切ったり造園業者の人たちはそんなに多く人がいないので、ルーチンの仕事があって、それ以外に入ってくる仕事は断っているという、こういう言い方なんでね。ですから、だんだんだんだんこれは、東大和は人口があまり減らない、2040年ぐらいまで減らないの分かっているんですけれども、福生なんかは１万人近く減ってしまうことになっているので、そうなると、そういう住民の人たちが積極的に参加するような仕組みづくりをしないと、もう回っていかないかなという。

環境問題に対する啓発という中に、そういった困っている事例がこれから増えてくるだろうけれども、それを解決するような仕組みづくりというか、そういうのを提案していく必要があるかなという気はしているところです。これは、何かああしろ、こうしろということじゃなくて、そういうことなんです。

以上です。

環境対策課長：　ご意見ありがとうございます。頂戴いたします。

委員：　よろしいですか。

６章の、２つありまして、１つは、ボランティア清掃活動の推進のほうなんですけれども、緑のボランティア活動等ということで書いてあるんですけれども、登録者数が現在186人ということなんですけれども、もし令和４年度で何人増えたとかありましたら、あるといいのかなと思ったんですけれども、現状維持の感じだったんでしょうか。

会長：　分かりますか。

環境公害係長：　15人。

委員：　15人増加ということですか。

環境公害係長：　はい。登録者数が15人増えています。

委員：　年度としては多い方だったんですか、増加人数。

環境公害係長：　それほどだと思います、あくまで登録者数で。

委員：　そうですよね、積上げなんですよね。

環境公害係長：　おっしゃるとおりです。

委員：　承知しました。

環境公害係長：　そのまま、この人数が活動者数という形ではないです。

委員：　承知しました。表現は、じゃ、お任せします。何か増えているよとか、減っているよというのはなかなか難しいかもしれないですけれども、何か増減があると面白いのかなと思いました。

あと、その数に関してなんですけれども、私も、改めて今、気づいちゃったんですけれども、84ページの最初に、市内に多くの環境団体がありということで書いてあるんですけれども、６章が協働・連携の輪を広げというところなんですが、全体を通して、市内の活動環境団体、保全活動団体の規模とか全容があまり分からないなって、ふと思ってしまいまして、なかなかそれを、またまるっと書くのは難しいとは思うんですけれども、今、活動いただいている団体様、大体何団体ぐらいいて、これぐらいの規模で年間活動いただいているとか、何か全容が少し分かるような文句が、少し追記いただけるといいのかなというのと、環境市民の集いで出展された25団体の方だけでも

何かリストがあると、どういう団体さんが全体を通して活動されているのかが、多分１章とか、あと５章あたりでいろいろと活動団体さん散っちゃっていると思うんですけれども、何かまとめてどこかであると、東大和の環境団体さんとか、活動に関わる人たちがこんなにいて、こんなに活動、ご協力いただいているんだみたいなのが、ちょっとだけあるといいなと。

副会長：　一覧表みたいなのがあると分かりやすいね。

委員：　一覧表であるといいんですけれども、難しければ。

会長：　環境市民で出したら。

環境対策課長：　ありがとうございます。確かに、この文章だけでは、その規模感とか活躍の場というのがなかなか伝わってこないですが、ご指摘のとおり環境市民の集いの出展団体として把握している数はございますが、後ろのほうの資料編等をちょっと活用して、次年度もう少し、今おっしゃったような一覧ですとか、どういった形で載せるかというのをちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

会長：　よろしいですか。

特にあと全体で何かありましたら。

委員：　ちょっと先ほど通り越したところなんですけれども、73ページで、農家の直売所やっているところなんですけれども、71です、すみません。２つの表があるんですけれども、直売所の出店、産業振興課というところで、共同直売所２か所ですね。それと、市役所市民ロビーでやっているのは、こちらがアンテナショップなんですね。実際に直売所としてやっているのは、東大和市の駅前とＪＡ東京みどりの直売所。それから、東大和市駅前の下にそれが１つ入るんですよ。ＪＡ東京みどりの直売所ですか。市役所ロビーというのは、こちらがアンテナショップになります。

それは、正式な、正確なものにするには、やっぱり産業振興課さんとちょっと話していただければ、助かるなと思うんですけれども。

会長：　分かりました。それはそういう形でお願いします。

環境公害係長：　はい、調整をしたいと。ありがとうございます。

委員：　一番最後のほうの環境基準なんですけれども、92ページの下の表ですね。人の健康の保護に関する環境基準とありまして、これ、右側の下のほうにフッ素がありますね。これ、今、横田基地の関係で問題になっているＰＦＡＳというんですか、この問題がありましたよね。フッ素化合物の総称で、ＰＦＡＳという問題で。これ、ちょっと位置状況が分からないんですけれども、例えば、公的機関が公表した基準値とか、そういうのがあって、東大和

がどうだったのか、高い公共団体、立川とか国分寺がすごい高かかったというふうにニュースで出たんですけれども、東大和がどうだったのか、ちょっとこれに関して、何か付記してもらうと有り難いなというふうに思うんですけれでも。一過性のものであれば、これ、要らないよとも思うんですけれども、大事なことだということであれば、ちょっと何か触れたほうが親切なのかなというふうに考えました。

以上です。

会長：　それ、多摩環か何かと話してから考えたっていいね。

環境対策課長：　ただいまの資料編の環境基準の関係で、ＰＦＡＳの件ですね、ご質問ございまして、ご承知かもしれませんが、現在、ＰＦＡＳについては、国の正式な基準というのはなくて、こちらの各国でもばらばらでございます。日本国におきましては、一応暫定指針値という形で、暫定という言葉を使って、一応50ナノグラムパーリットル、１リットル中に50ナノグラム、１ナノが10億分の１という、非常に小さい値でございまして、一応都の説明ですと、これは、毎日人がその水、ＰＦＡＳが入っていたと仮定してですけれども、毎日２リットルを一生涯飲み続けても影響の出ない値として、50ナノグラムパーリットルという数字を、一応暫定指針値という形で掲げております。

この関係につきましては、昨今新聞紙上とかマスコミ等でも取り上げられておりますので、私たちのほうも動向は注視しております。一部地域においては、確かに井戸水から高い値が出ている自治体も、この近隣にはございます。

東大和市については、東京都のほうが水道事業のほうを一貫して行っておりますので、東京都で調査しておりますけれども、この暫定指針値50ナノグラムパーリットルを大きく下回っております。しかも、東大和市の場合には、多摩川の水を水源として、自治体によっては井戸水をそこにブレンドして水道水として提供しているんですけれども、東大和市の場合には、老朽化という理由から井戸水は取っておりません。多摩川の水をそのまま配水しているということです。そこの水質の値が、50ナノグラムパーリットルを下回っているということでございますので、ホームページ等では一応東大和市の水は安全ですよということでご紹介しておりますが、東大和の環境の中での扱いにつきましては、東京都とまた情報交換させていただきまして、この話題、まだまだ継続的に続くような場合とか、暫定指針値の暫定が取れるような場合には、おっしゃるようにこの中に含めて、しっかりと観察をしていかなきゃいけないなということだというふうに思っております。

今後とも、東京都とも情報収集させていただきながら検討させていただき

たいと思います。

以上です。

会長：　よろしいですか。

委員：　はい。

会長：　場合によったら、これ、人の健康の保護に関する環境基準のところか何かに、いずれは入るかもしれないと。

次が、一応大体煮詰まったんですけれども、これで終了してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

会長：　それでは、質疑を終了いたします。

本日皆様からいただきましたご意見を基に、一部修正をしたりしまして、今後の答申に生かしていきたいと思います。

そんな形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長：　それでは、原案を基に一部修正することに決定いたします。

答申文につきましては、副会長と会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長：　それではそういう形で進めていきたいと思います。

事務局より連絡事項ありましたら、お願いいたします。

環境公害係長：　事務局より、本日もご審議ありがとうございました。

今年度につきましては、この審議会としては１回を予定しておりますので、今年度は終了となります。

また来年度につきましては、地球温暖化の実行計画、市内を全域に対象とした計画を策定する予定がございまして、恐らく９月以降になってしまうので、また任期が明けた後になるかとは思いますが、来年度につきましては恐らく複数回、１回よりも多い回数で審議会開催をさせていただく可能性がございますので、来年度につきましても、引き続きご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：　以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和５年度第１回東大和市環境保全審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。